

3 第 42 条の 12《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》関係

【制度の概要】

この制度は、青色申告法人のうちこの制度の適用を受けようとする事業年度等における離職者についての要件を満たすものが、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度（設立事業年度等を除き、以下「適用年度」という。）において、雇用者数の増加等についての要件を満たす場合において、その法人が雇用保険法の適用事業を行っているときは、その事業年度の所得に対する法人税額から、20 万円にその法人の増加雇用者数を乗じて計算した金額を控除することができるというものである。ただし、この場合の特別控除税額は、当期の法人税額の 10%（その法人が中小企業者等である場合には、20%）を限度とすることとされている（措法 42 の 12①）。

この制度の適用対象法人は、青色申告法人のうち、適用年度及びその適用年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度において法人都合による離職者がいないことにつき、その法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長がその法人に対して交付する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（離職者についての要件を満たすことにつき確認した旨を記載したものに限る。）の写しを確定申告書等に添付することにより証明がされた場合におけるこの制度の適用を受けようとする法人とされている（措法 42 の 12①、措令 27 の 12①、措規 20 の 7 ①）。

適用対象法人がこの制度の適用を受けることができる事業年度は、次の要件を満たす場合における適用年度とされている（措法 42 の 12①②）。

① 次の要件の全てを満たしていること

なお、イ及びロの要件については、適用年度においてこれらの要件を満たすことにつきその法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長がその法人に対して交付する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（イ及びロの要件を満たすことにつき確認をした旨を記載したものに限る。）の写しを確定申告書等に添付することにより証明がされた場合に限られる。

イ その法人の基準雇用者数が 5 人以上（その法人が中小企業者等である場合には、2 人以上）であること

（注） 基準雇用者数とは、適用年度終了の日における雇用者の数からその適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日における雇用者の数を減算した数をいう（措法 42 の 12②三）。

ロ その法人の基準雇用者割合が 10%以上であること

（注） 基準雇用者割合とは、基準雇用者数の適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日における雇用者の数に対する割合をいう（措法 42 の 12②四）。

ハ その法人の給与等支給額がその法人の比較給与等支給額以上であること

（注） 給与等支給額とは、法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額）をいう（措法 42 の 12②六）。

また、比較給与等支給額とは、適用年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業

年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額の合計額をその1年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額（以下「適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額」という。）に、その適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額に基準雇用者割合を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を加算した金額をいう（措法42の12②七）。

② その法人が適用事業を行っていること

ただし、風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当するものを行っている法人については、この制度の適用を受けることはできないこととされている。

なお、連結納税制度についても同様の規定が定められている。

【新設】(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)

42 の 12-1 法人が措置法第 42 条の 12 第 1 項の中小企業者等に該当するかどうかは、当該適用年度終了の時の現況によって判定するものとする。

【解説】

1 本制度は、青色申告法人が、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（適用年度）において、適用年度末の雇用者の数が適用年度の前事業年度末の雇用者の数に比して 5 人以上増加しているなど一定の要件に該当する場合には、適用年度の法人税額の 10%を限度として、20 万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができるというものである。そして、当該青色申告法人が中小企業者等に該当する場合には、上記の「5 人以上」の雇用者数増加に係る要件が「2 人以上」に、また「10%」という法人税額に対する限度が「20%」にそれぞれ緩和されている。

この場合の当該青色申告法人が中小企業者等に該当するかどうかをいつの時点で判定するかが問題となる。

この点、本制度は適用事業年度末における雇用者の増加数を対象として特別税額控除を行うものであることから、事業年度の中で中小企業者等に該当するかどうかを判定するという考え方にはなじまない。

そこで、本通達においては、法人が中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、適用事業年度終了の時の現況によって判定する旨を明らかにしている。

2 連結納税制度についても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 2-1）を定めている。

【新設】(他の者から支払を受ける金額の範囲)

42の12-2 措置法第42条の12第2項第6号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）

【解説】

- 1 本制度の適用を受けるためには、法人の給与等支給額が当該法人の比較給与等支給額（適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額の合計額をその1年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額に、当該計算した金額に基準雇用者割合を乗じた金額の30%相当額を加算した金額）以上であることが必要とされている（措法42の12①二八、②七）。

この要件における「給与等支給額」とは、法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額をいい、その給与等に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除することとされている（措法42の12②六）。

本通達では、この場合の「他の者から支払を受ける金額」について、例えば、次のものが該当する旨を明らかにしている。

- ① 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金や雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
 - ② 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（出向者）に対する給与を出向元法人が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）
- 2 企業が雇用を促進したことにより国等から支給を受ける助成金には種々のものがあるが、上記1の①に例示した助成金については、一定の要件を満たす事業主に対し、その雇い入れる労働者の人数に応じた金額を支給することとされており（雇用保険法施行規則110②二、③～⑧、雇用対策法施行規則6の2②～⑥）、このような助成金は、その雇い入れた労働者に対して支払う給与等に当てるために他の者（国等）から支払を受ける金額に含まれることになる。
 - 3 なお、上記1の②の給与負担金のように出向者に対する給与を出向元法人が支給するのではなく、出向先法人が支給することとしている場合において、出向元法人が出向先法人

との給与条件の較差を補填するため、その出向先に対しいわゆる較差補填金を支払うこともあろう。このような較差補填金についても、出向先法人が支払う給与等に充てるため他の者（出向元法人）から支払を受ける金額に含まれる。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 2 - 2）を定めている。